

JAS法の品質表示基準に係る指導の件数等

平成24年11月
消費者庁
農林水産省

JAS法の品質表示基準に係る国(消費者庁及び農林水産省)による指導の件数等は以下のとおりです。

(単位:件数)

	平成23年度上半期 (23年4月～9月)	平成23年度下半期 (23年10月～24年3月)	平成24年度上半期 (24年4月～24年9月)
指導	343	347	243
(参考) 指示	4	3	13
命令	0	0	1

<指導の品目区分別の状況>

	指導 件数	品目区分数									
		生鮮食品計					加工食品計				
		農産物	米	畜産物	水産物	農産 加工品	畜産 加工品	水産 加工品	その他の 加工食品		
H23上半期	343	194	118	9	32	35	170	42	24	81	23
H23下半期	347	204	107	14	44	39	168	51	18	65	34
H24上半期	243	108	37	12	32	27	151	59	13	68	11

注:1つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分数の合計は指導件数と一致しない。

<指導の対象となった事業者による情報提供の方法>

	指導 件数	計	社告	ウェブサイト	店頭告知	手紙等
H23上半期	343	364	—	36	295	33
H23下半期	347	372	3	53	283	33
H24上半期	243	259	1	35	188	35

注:1つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分ごとの情報提供の方法を整理しており、その合計は指導件数と一致しない。

(※) 資料

平成24年度上半期における指導の状況:資料1

平成24年度上半期における指導の分類:資料2